

## 4 屋外燃焼行為規制関係

(条例第66条)

第66条 何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(趣旨)

この規定は、ばい煙、悪臭及びダイオキシン類の発生防止の観点から、その発生のおそれのある物を屋外において燃焼する行為について原則禁止することを規定したものです。

この規定が置かれたのは、依然として、廃棄物、有価物を問わず、屋外での焼却行為による苦情が非常に多い状況にあり、廃棄物の焼却についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制のみでは不十分であると考えられるためです。

このため、廃棄物、有価物という区分ではなく、規則で定める物を、屋外で燃焼させる場合は、規則で定められる構造等を備えた焼却炉を用いなければならないとするものです。

また、法令若しくはこれに基づく処分又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合で規則で定める燃焼行為については例外としています。

(解説)

- (1) 「…が発生させるおそれのある物で規則で定めるもの」は、規則第74条で定めるものをいい、ゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木(木材を含む。)、紙又は繊維をいいます。
- (2) 「規則で定める焼却炉」とは、規則第75条で定めるものをいいます。  
「木(木材を含む。)」には、材として用いられた木のほか、伐採木、枝、木くず等の全般を含むものです。
- (3) 例外として認める燃焼行為として、条例ただし書及び規則第76条で次のように規定しています。
  - 1) 法令若しくはこれに基づく処分のために必要な場合  
例 ・家畜伝染病予防法に基づく汚染物品の燃焼  
・森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条又は、樹皮の燃焼など
  - 2) 公益上若しくは社会慣習上やむを得ず物を燃焼する場合又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合
    - (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な場合。  
例 河川管理者による河川管理のための草木等の燃焼
    - (2) 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策等に必要な場合  
例 防災訓練など

- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な場合  
例 どんと焼等の地域の行事における門松、しめ縄等の燃焼など
- (4) 農業、林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる場合  
例 ・ 農業者が行う稲わら等の燃焼  
・ 林業者が行う枝条等の燃焼など
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な場合  
例 たき火などの軽微なもの
- (6) 学校教育又は社会教育活動上必要な物の燃焼  
例 キャンプファイヤー、土器の製作など
- (7) これらに揚げるもののほか知事が特にやむを得ないと認める場合

Q 土手の草を燃焼する行為も許されないのか。

A 条例の第66条では、草や木を屋外で燃焼させる行為を禁止するとともに、公益上若しくは社会慣習上やむを得ず物を燃焼する場合や周辺の生活環境に与える影響が軽微な場合で規則で定めるものについては禁止を除外しています。

そして、規則では、農業、林業等を営むためにやむを得ないものとして物を燃焼する場合などについて例外としています。

従って、土手の草を燃やす行為が、例年行われる害虫の駆除等、農業、林業等を営むためにやむを得ないものであれば、その行為は禁止されるものではありません。

ただし、ごみやプラスチックが含まれる場合の燃焼は禁止されます。